

船橋市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、平成30年度から令和4年度の包括外部監査結果に係る措置等の状況の通知があったので、同条同項の規定により公表する。

令和6年11月6日

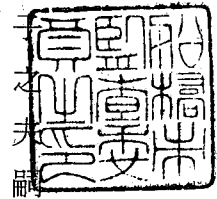
船橋市監査委員

同
同
同

栗
齋
浦
松

林
藤
田
橋

紀
弘
秀
浩



年度管理 番号	担当所属	頁	区分	報告書記載事項	通知年月日	現在の状況 (令和6年7月1日現在)	今後の方針 (令和6年7月1日現在)
35	財政課 高齢者福祉課	93	指摘	【民間老人福祉施設職員設置費補助金、老人福祉施設整備費等補助金、ひとり暮らし高齢者等見守り活動支援事業補助金、老人クラブ連合会補助金】 市が交付する補助金に関しては原則として、補助金交付要綱等にも、補助対象経費に係る収支の関係書類の整備及び保存年限に関する規定を明記されたい。	R3.10.28	【ひとり暮らし高齢者等見守り活動支援事業補助金】 令和6年4月1日付にて船橋市ひとり暮らし高齢者等見守り活動支援事業補助金交付要綱を一部改正し、補助対象経費に係る収支の関係書類の整備及び保存年限に関する規定を整備した。(高齢者福祉課)	左記のとおり措置済み。
73	保育運営課 (旧:子ども政策課)	149	指摘	【船橋市小規模保育事業建物改修費等補助金、船橋市民間保育所建物改修費等補助金】 補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、補助金に係る消費税仕入控除税額の報告及び返還手続が行われていない補助事業等については、早急に補助金に係る消費税額を確定した上で、報告及び返還等の厳格かつ適正な対応措置をとるよう徹底されたい。 なお、補助金交付事務の透明性を確保し、補助金の適正かつ効率的な執行を確保する観点から、適正な返還相当額を計算した上で、補助金に係る消費税額の返還を命ずることが望まれるが、新たに返還相当額の計算ルールを整備することによる遡及的な不利益等を補助事業者に対して請求する不合理性及び学説・判例上、行政事件においても原則的に信義則が適用されることが是認されていること等を考慮すると、新たに整備する返還相当額の計算ルールに基づいて計算された要返還額と、補助事業者自らの見積もった要返還額との差額については、行政の責任の下で請求しないという実務も認めざるを得ないものと考えられる。	R3.10.28	対象事業者を精査した結果、平成30年度船橋市民間保育所建物改修費等補助金を活用した2施設に対し、令和5年9月6日付船保運第1086号にて、当該補助金にかかる消費税の仕入控除税額の報告を依頼した。法人からの報告の結果、返還の必要性が認められたため、令和6年2月2日付船保運第2127号にて各法人に、令和6年4月1日を期日として返還を依頼し、法人より納付があった。 なお、当該補助金は国庫補助を活用しているため、事業者返還額のうち国への返還額を確認し、国へ報告を行った。 その後、令和6年4月15日付で国への返還を行った。	左記のとおり措置済み。